

国立大学法人富山大学ダイバーシティ推進委員会規則

令和2年3月24日制定

令和4年3月22日改正

令和6年3月26日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づく本学における男女共同参画の推進、並びに性別、国籍、年齢及び障がいの有無などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し共存するダイバーシティを推進するため、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画及びダイバーシティの推進に係る活動方針並びに事業計画等に関する事項
- (2) 男女共同参画及びダイバーシティの推進状況の分析並びに評価に関する事項
- (3) その他男女共同参画及びダイバーシティの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は特命理事
- (2) ダイバーシティ推進センター長
- (3) 研究科，教育部及び学環の長
- (4) 学部長
- (5) 教養教育院長
- (6) 和漢医薬学総合研究所長
- (7) 附属病院長
- (8) 事務局長
- (9) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 第3条第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 国立大学法人富山大学男女共同参画推進委員会規則（平成23年4月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。